

## 産業技術研究助成事業（若手研究グラント）平成 21 年度第 2 回公募 FAQ（よくある問い合わせ）

応募の際に NEDO 技術開発機構に寄せられる質問の中から代表的なものをまとめましたので、参考にしてください。

なお、応募される分野に係る応募の要件等の詳細については、公募要領をご参照ください。

### 1. 事業の目的関連

Q1-1. 産業技術研究助成事業は、どのようなことを目的とする事業ですか。

A1-1. 本事業は、産業技術力強化の観点から、大学・研究機関等の若手研究者（個人又はチーム）が取り組む産業応用を意図した研究開発（目的指向型基礎研究）を助成することにより、産業界及び社会のニーズに応える産業技術シーズの発掘・育成や産業技術研究人材の育成を図るものです。研究のステージは、産業技術を指向する研究又は実用化を目指したシーズ研究という位置づけです。

また、我が国の研究の強みをより強固なものとするため、海外の研究の強みを取り込んだ国際的な研究連携を戦略的に進めます。これにより、イノベーションのグローバル化を推進し、我が国の産業競争力のさらなる向上を目指します。さらに、本事業で助成する連携研究の遂行を通じて、我が国の若手研究者を、産業技術研究における次世代の国際的なリーダーとして育成します。

Q1-2. ステージⅠとステージⅡの位置付けを教えてください。

A1-2. ステージⅠとは、「課題解決育成」に繋がる研究テーマが対象になります。産業応用に向けた課題解決に繋がるよう目標を設定して育成する助成とします。設定課題の解決に向けて顕著な成果をあげて産業応用への展開が期待できるテーマと評価された研究テーマについては、ステージⅡに進むことができます。

ステージⅡとは、「企業連携育成」を目標に掲げている研究テーマが対象になります。民間企業との共同研究へ繋がるよう目標を設定して育成する助成とします。研究終了時までには、民間企業との共同研究等に進んでいることを期待します。NEDO 技術開発機構も、研究の進捗状況に応じて、連携先を探索するなど企業連携に向けた積極的な支援を行います。

## 2. 応募要件・資格関連

Q2-1. 産業技術研究助成事業は、大学・研究機関等の若手研究者を助成する事業ということですが、年齢に関する要件はどのようなものですか。

A2-1. 公募要領に記載のとおり、本事業では産業技術研究人材の育成を図ることも目的としておりますので、「研究代表者(個人で応募する場合はその個人)が、原則として公募締切日において満40歳未満であること。」を、要件としています。ただし、本事業の目的に照らして特に優れた研究提案であると認められる場合には、40歳以上の者が研究代表者となる提案であっても採択する場合があります。分野による扱いの違いについては、A2-2 及び A2-3 を参照してください。

Q2-2. 環境エネルギー分野の応募要件について教えてください。

A2-2. 環境エネルギー分野においては、地球環境問題等への対応が緊急の重要課題であることを踏まえ、エネルギー効果の顕著な研究テーマを重点的に推進する観点から、審査の過程で特にエネルギー効果が高い優れたテーマであると認められる場合には、研究代表者の年齢によらず採択します。

Q2-3. 革新的融合分野、産業技術に関する社会科学分野では、平成18年度公募までの年齢条件(満45歳未満)を踏まえ、本年度も柔軟に運用しますとの記載が公募要領にありますが、40歳以上の研究者が応募した場合、どのような扱いとなりますか。

A2-3. 本事業は産業技術研究人材の育成を図ることも目的としておりますので革新的融合分野、産業技術に関する社会科学分野においても若手研究者を優先して採択しますが、これらの分野の特性に応じ、平成18年度公募までの年齢条件(満45歳未満)を踏まえ、原則45歳未満であれば若手研究者とみなします。

Q2-4. 研究分担者に40歳以上の者を加えることはできますか。

A2-4. 研究チームに満40歳以上の研究分担者を加えることは可能です。募集区分E(国際分野)においては、海外の研究機関に所属する研究分担者の中に満40歳未満の者が1名以上含まれていることが必要です。

Q2-5. 外国人(外国籍を持った研究者)は応募できますか。

A2-5. 募集区分 A~D では、日本国内に在住し、日本国内で自ら研究を行っている大学・研究機関等の常勤・みなし常勤の研究者であれば、国籍は問いません。したがって、公募要領の「2.2.(1)、(2)、(4)」の要件を満たせば、外国人(外国籍を持った研究者)も応募できます。ただし、研究代表者は、NEDO 技術開発機構の担当者と日本語で意思疎通を行える能力が求められます。募集区分 E(国際分野)では、研究代表者は日本国籍であることが必要です。

Q2-6. 大学院生は研究代表者及び研究分担者になれますか。

A2-6. 本事業では、学生は対象外としており、研究代表者及び研究分担者にはなれません。

Q2-7. 研究開発期間中に長期の海外出張・赴任等をする可能性があるのですが、研究代表者になれますか。

A2-7. 応募できません。本事業は研究者個人に対して助成を行うものであり、採択に際しては、提案内容はもとより、研究代表者の研究管理能力を評価しています。また、当該助成を受けることにより一定の専念義務が発生することから、研究代表者が長期間にわたり研究現場を離れることは望ましくないため、あらかじめ予想される場合は応募できません。なお、ここでいう「長期」とは6ヶ月を超える場合を想定しています。

Q2-8. 所属機関等の承諾書は必ず必要ですか。また、どのレベルの承諾書が必要ですか。

A2-8. 提案時点では必要ありませんが、採択になり、助成金交付申請書の提出時には、助成研究者及び研究分担者全員に関して必要です。なお、承諾権者については特に指定しませんが、所属機関の規程等により当該事項を専決処理する権限を有する方になります。

Q2-9. 経理責任を負う機関の具体的な業務について教えてください。

A2-9. 具体的には、主要な業務として以下のものが考えられます。

- ①助成金の執行に伴う発注(契約)、検収、支払等に関する業務
- ②助成金の指定振込口座の管理に関する業務
- ③助成金の執行状況・実績の管理に関する業務

- ④助成金の収支簿の整備に関する業務
- ⑤助成金の決算報告書の作成に関する業務
- ⑥助成金で取得した財産等の管理に関する業務
- ⑦上記①～⑥に関する証拠書類(エビデンス等)の助成事業完了翌年度以降 5 年間の保存に関する業務
- ⑧助成金の経理処理に係る NEDO 技術開発機構との連絡に関する業務
- ⑨NEDO 技術開発機構による助成金の執行状況実地調査、経理検査の対応に関する業務

### 3. 申請・審査関連

Q3-1. 「連携民間企業」がある場合、審査においてどのように有利になるのですか。

A3-1. 本事業は産業技術を指向する研究又は実用化を目指した研究と位置付けていますので、当初、提案書を申請される段階において「民間企業」との連携が図れていれば、より良い評価を受けられる可能性があります。ただし、必ずしも、「民間企業」との連携が必要ではありません。

### 4. 助成対象経費関連

Q4-1. 助成研究者が受け取る助成金に対して所得税は課税されるのですか。

A4-1. 公募要領に記載のとおり、本事業の助成金は研究に必要な費用を助成するものであり、助成金の交付方法は原則、年 1 回又は 2 回の概算払いとしています。

12 月末時点で概算払いした助成金の執行残額がある場合、所得税の課税対象となるかどうかについては、管轄の税務署の判断になると思われるので相談されてはいかがでしょうか。

Q4-2. 研究補助者を雇用したいのですが、助成研究者が直接雇用することはできますか。

A4-2. 助成研究者と研究補助者との間で直接雇用関係が生じるような雇用形態は認めていません。したがって、次の方法により雇用してください。

- ①所属機関が、労働者派遣業者又はポストク等個人との契約により、職員として雇用する。
  - ②所属機関が、個人との契約により、アルバイトとして雇用する。
- なお、所属機関で雇用できる規程等が整備されていることが必要となります。

Q4-3. 大学院生、大学生を研究補助者として雇用することはできますか。

A4-3. 所属機関が、当該個人との契約により、アルバイトとして雇用することはできます。(アルバイトであっても、助成研究者が直接雇用することは認めていません。)

なお、所属機関で雇用できる規程等が整備されていることが必要となります。

ただし、当該役務が本人の教育、学業(研究テーマ、卒論テーマ等)の一環であるとみなされる場合には、本人に係る経費(旅費、謝金等、学会等参加費等)の計上は認められません。

Q4-4. 旅費、学会等参加費はどの程度認められますか。

A4-4. ①当該研究に直接必要な情報収集、各種調査等を行うため

②当該研究に直接必要な会議、打合せに出席するため

③当該研究による成果を国内外の学会等において発表するため

の旅費、学会等参加費の計上は認められます。

なお、旅費の支出基準については所属機関の規程等に従ってください。

ただし、学会等参加費に飲食費(バンケット代)が含まれる場合には、当該金額の計上は認められません。

また、学会等の年会費の計上は認められません。

Q4-5. 研究補助者の旅費、学会等参加費を計上することはできますか。

A4-5. 研究補助者の旅費、学会等参加費については、雇用の有無にかかわらず、出張理由書、学会等参加理由書等を作成するとともに、事前に必ず問い合わせてください。所属機関が雇用していない(謝金等を計上していない)研究補助者については、当該研究に従事していることを証明できる文書を提出してください。

当該理由が合理的でない場合には、計上は認められません。

なお、旅費の支出基準については所属機関の規程等に従ってください。

Q4-6. 試作、分析等の外注は認められますか。

A4-6. 基本的には認められます。

ただし、当該研究の再委託(技術開発要素がある部分の外注等)については、本事業の趣旨から認められません。

Q4-7. 特許出願に必要な費用の計上について教えてください。

A4-7. 本事業に基づく発明又は考案等に関して、所属機関の規程等に則り、当該権利の全部又は一部が助成研究者、研究分担者個人に帰属する場合、国内及び国際特許出願に要する費用(印紙代、手数料等)は、助成研究者、研究分担者の権利の持分比率に応じて計上が認められます。  
なお、所属機関の規程等に則り、助成研究者、研究分担者より当該権利を譲渡された所属機関が出願を行う場合には、間接経費等を充当してください。

Q4-8. 機器・設備・備品は所属機関に寄付することとなっていますが、寄付の時期はいつが適当ですか。

A4-8. 機器・設備・備品のうち、取得財産等については、所属機関に速やかに寄付してください。  
なお、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図ってください。  
また、寄付を受けた所属機関は、財産管理に必要とされる事項を定めて適切に管理し、本事業の目的のために供してください。

## 5. 申請関連

Q5-1. e-Rad での申請について教えてください。

A5-1. e-Rad の利用に当たっては、1) 研究機関に所属する研究者については、e-Rad における研究機関の登録と研究機関の事務担当者による研究者情報の登録が、2) 研究機関に所属していない研究者については、e-Rad における研究者情報の登録が、事前に必要となります。登録方法については下記 e-Rad ポータルサイトを参照してください。なお登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

【府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>】

Q5-2. 提案書の電子ファイル作成において、注意事項はありますか。

A5-2. 提案書は、e-Rad 又は NEDO 技術開発機構ホームページよりダウンロードしたファイルを基に、Windows の Microsoft Word 2000 形式又は Microsoft Word 2003 形式で作成してください。(Microsoft Word 2007 形式では作成しないでください。)研究開発提案書及び特許要約版等の添付資料は、審査のため、NEDO 技術開発機構及び守秘義務契約を結んだ印刷業者にて印刷することがあります。そのため、余白を十分確保するとともに一般に出回っていないフォント、画像ファ

イル形式等は使用しないでください。

Q5-3. 特許要約版の電子ファイルについて教えてください。

A5-3. Windows の Microsoft Word 2000 形式、Microsoft Word 2003 形式、又は PDF 形式で電子ファイルを作成してください。研究開発提案書及び特許要約版等の添付資料までを含んだ容量を 3MB 以下にしてください。容量が 3MB を超える場合は、特許要約版等の添付資料を別送扱いとしてください。

Q5-4. 前回以前の提案書様式 Word ファイルを持っているのですが、使用して申請してもかまいませんか。

A5-4. 提案書様式が新しくなっています。必ず今回公募中の提案書書式の Word ファイルを使用してください。異なる提案書様式での応募は、要件不備となります。

Q5-5. 採択・不採択の通知はどのように行われるのですか。

A5-5. 採択・不採択の通知は郵送にて行います。

## 6. その他

Q6-1. 助成研究者を変更する場合、又は研究チームにおいて助成研究者が欠ける(抜ける)場合、研究の継続はできますか。

A6-1. 原則、研究中止となります。本事業は研究者個人に対しての助成であり、かつ、研究代表者(助成研究者)の資質及び研究管理能力を評価し、採択されるものであるからです。ただし、様々な事情があると考えられますので、そのような必要がある場合にはあらかじめ相談してください。

Q6-2. 研究分担者の変更(交代・増減)はできますか。

A6-2. 研究に支障がなければ変更可能です。ただし、NEDO 技術開発機構の承認が必要となりますのでその都度相談してください。

Q6-3. 助成研究者が別の機関に異動した場合、研究は継続できますか。

A6-3. 可能です。ただし、NEDO 技術開発機構の承認が必要となりますのでその都度相談してください。

お問い合わせは、下記メールアドレスまでお願いします。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO 技術開発機構)

研究開発推進部 若手研究 Grant グループ

メールアドレス: [sangi-212@nedo.go.jp](mailto:sangi-212@nedo.go.jp)